

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和6年3月26日（火） 午前9時57分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第33号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第35号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第44号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第45号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第48号 公の施設の広域利用に関する協議について

○出席委員 7名

総務生活委員会

井坂	章	委員長
井坂	涼子	副委員長
鎌田	政人	委員
田中	高司	委員
鈴木	道生	委員
雨澤	正	委員
大内	聖仁	委員

○欠席委員 1名 打越 浩 委員

○委員外議員 1名 薄井 宏安 議長

○説明のため出席した者

企画部	森山 雄彦	企画部長兼市長公室長
	松本 竜宝	企画部参事兼企画調整課長
	田辺 稔	企画調整課長補佐兼マーケティング推進室長
	石塚 正範	情報政策課長
	根笹 浩二	情報政策課長補佐兼係長
	石川 敦之	情報政策課係長

総務部	小倉	健	総務部長
	川崎	佳久	総務部参事兼人事課長
	西野	浩文	総務課長
	鈴木	寿和	総務課長補佐兼文書法制係長
	白田	佳宏	人事課長補佐
	一家	徹	税務事務所長兼資産税課長
	川上	篤	収税課長
	小沼	満	収税課収納対策室長
	太田	潔	収税課長補佐兼管理係長

○事務局職員出席者

議会事務局	石崎	聡一郎	局長
	鯉沼	光人	次長補佐
	佐藤	ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和6年3月26日(火)

午前9時57分 開会

○井坂（章）委員長 ただいまから総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案5件です。

最初に、議案第33号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議臨時会、令和6年、定例会・臨時会、第1回3月定例会、議案、議案第33号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明を願います。森山企画部長。

○森山企画部長 皆さん、おはようございます。

○井坂（章）委員長 着座で。

○森山企画部長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第33号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案で改正しようとする条例は、通称で、マイナンバー法または番号法と呼ばれる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、本市独自のマイナンバー利用業務を定めた条例でございます。

今般、令和5年6月に番号法の改正によりまして、マイナンバーの活用については、これまでの社会保障制度や税制、災害対策以外の分野の行政事務にも利用できるように範囲拡大いたしました。あわせて、マイナンバーを給付金事業など、新たな制度においても迅速に利用できるようにするため、マイナンバー利用事務の実務部分となります情報連携、関係機関同士で情報交換する内容の部分につきましては、法令ではなく主務省令、所管する省庁の省令でございます。この主務省令で規定することになりました。

このような法改正に伴いまして、条例において番号法から引用している部分を改めるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、議案書の3ページをお開き願います。

条例上の改正といたしましては、3ページ新旧対照表がございますが、左側、旧の欄の第4条、個人番号の利用範囲、第1項のアンダーライン、これまではマイナンバーを利用する事務を、下線部にありますように「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」というふうに規定しておりましたが、法改正によりまして別表第2は廃止になりますので、新旧の右側、新の欄、第4条第1項、同様の部分の下線部にございますように、「特定個人番号利用事務」と改めようとするものであります。

また、新旧対照表の左側に戻っていただきまして、旧の欄、第4条の第3項の2行目にある下線部にございますように、これまではマイナンバーを利用する事務において、ほかの機関と情報交換する情報については、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」と規定しておりましたが、同表つまり別表第2は廃止になりますので、新旧右側の新の欄、同じく第4条第3項2行目の下線部分にございますように、「利用特定個人情報」と改めようとするものであります。

この新たな用語となります特定個人情報利用事務及び利用特定個人情報につきましては、新の欄の第2条におきまして、あらかじめ用語の定義を規定しようとするものでございます。

そして、最後に1ページに戻っていただいて、議案書の2ページ目をお開き願います。

一番下の付則の部分でございます。条例の施行日は、改正いたしました番号法の施行日から示しております。番号法は令和5年6月9日に公布されましたが、施行につきましては、公布の日から記算して1年3か月を超えない範囲内、本年9月上旬までに政令で定める日としております。

今般、国から、この施行日は本年5月頃と情報提供がございましたことから、本定例会において条例改正を提案したところでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第35号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただいて、議案第35号をお開きください。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。着座で結構です。

○小倉総務部長 そのまま失礼いたします。

議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づきまして、職員に支給する手当の種類に在宅勤務等手当を加えます。また、地方自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員に支給する手当の種類に勤勉手当を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

2ページのまず第1条で、ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、第4条第1項中に「在宅勤務等手当」を加えます。

その下の第15条第2項第2号では、在宅勤務等手当を支給された職員の通勤手当、在宅ですので、通勤に関しては通勤方法に応じて減額するというふうに規定しております。

さらにその下の第16条の2におきまして、在宅勤務等手当は、1か月当たり10日を超え

て在宅勤務する職員に対して、月額3,000円を支給するというふうに定めております。

コロナ禍への対応といたしまして、暫定的に実施してまいりましたテレワークですが、4月1日より本格的に制度化するという事に合わせまして、一般職の職員、それからフルタイムの会計年度任用職員及び水道企業職員を対象といたしまして、在宅勤務等手当を加える改正を行おうとするものであります。

次に、議案書の3ページのほうでは、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対しまして、新たに勤勉手当を支給することを定めております。

なお、条例改正後の勤勉手当の支給率につきましては、規則の定めるところによりまして、正職員と同様に年2.05月となります。既に支給されております期末手当が年2.45月ありますので、合計して年4.50月の期末勤勉手当を支給するという事で、こちらは正職員と同様となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 では、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとする事に異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとする事に決定しました。

次に、議案第44号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただいて、議案第44号をお開きください。

提出者の説明を願います。小倉総務部長、着座で。

○小倉総務部長 着座にて失礼いたします。

議案第44号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

第1条といたしまして、ひたちなか市監査委員条例の一部改正であります。第4条及び第8条中「第234条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるというふうにあります。地方自治法の条項の番号に変更が生じたということで、改正しようとするものであります。

以下、ひたちなか市下水道事業設置条例及びひたちなか市水道事業設置条例においても同様

です。こちらは単純に、法改正に伴う引用条項のずれを修正するものでありまして、内容の変更はありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第45号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただいて、議案第45号をお開きください。

提案者の説明をお願いします。小倉総務部長。着座で結構でございます。

○小倉総務部長 失礼します。

議案第45号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

2ページ、第1条で、ひたちなか市市税条例の一部改正において、第2条第2号中「督促手数料、延滞金」とありますのを「延滞金」に改めるということで、「督促手数料」を削除して廃止いたします。

また、第21条では、「100円の督促手数料を徴収しなければならない」というふうに規定されておりますが、これを削除いたします。

以下、督促手数料を徴収する規定がある13の条例につきまして、一括して改正を行おうとするものであります。

改正理由について説明申し上げます。令和5年度より地方税統一QRコードが導入されまして、納税者はクレジットカードやインターネットバンキング等の多様な納税方法を選択できるようになりました。しかし、QRコードに登載されている情報は納付期限までの本税額のみでありまして、納付期限が過ぎた納付書では、金融機関窓口での納付やQRコードに情報のない督促手数料あるいは延滞金といった附帯税の納付ができない状況となりました。

金融機関ではこれまで、納付期限を過ぎた納付書による納付の申し出があった場合には、督促手数料や延滞金の有無につきまして市の担当部署に電話等で確認の上、受領にご協力をいただいております。しかし、窓口業務の縮小あるいは人員削減のために対応が困難であるということで、令和5年度以降、確認及び受領を行わないという旨の通達がありました。

これを受けまして、本市では、附帯税等が発生した場合には、別途納付書を発行いたしまして徴収するという対応を取ってまいりました。しかしながら、附帯税のうち督促手数料につきましては、延滞期間によらず100円でありまして、この100円という金額を徴収するための納付書の発行あるいは郵送にかかる経費は100円を超えます。事務負担も大きいということで、県内市町村においても督促手数料の廃止に向けた検討が進められてまいりまして、既に水戸市、日立市、つくば市、土浦市をはじめ県内26の自治体で廃止済みとなっております。

以上のことから、本市におきましても徴収事務の効率化を図るため、令和6年度以降、督促手数料を廃止しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第48号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただいて、議案第48号をお開きください。

提出者の説明を願います。森山企画部長、着座で。

○森山企画部長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第48号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の2ページ、3ページをお開き願います。

3ページの協定書の冒頭にございますように、本協定書は、地方自治法の規定に基づく協議によりまして、本市をはじめとした9市町村において協定を締結いたしまして、それぞれが指定する公共施設を広域利用しております。

3ページの中に、内容につきましては、第1条にございますように、別表に掲げる9市町村の公共施設の利用に当たり、第2条から第4条に規定しておりますように、9市町村に住所を有する方の利用手続及び使用料は、設置市町村の住民の方と同様にするものであります。

今般、当該協定の対象施設を増やすため協定を見直そうとするものであり、次の4ページから7ページに記載しております広域利用の対象施設は、改定後の一覧でございます。

それでは、5ページ目をお開き願います。今般、新設もしくは追加する施設といたしまして——失礼しました。4ページにございますように、4ページの水戸市の欄に、施設名として、上から6番目にございます東部公園のサッカー場が新設として、また、5ページをお開きいた

だきまして、5ページの笠間市の欄に、施設名としては一番上にございます笠間芸術の森スケートパーク、その中の休憩施設が追加となります。

なお、新たな協定に基づく広域利用の開始日は、本年4月1日としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構であります。

（執行部退席）

○井坂（章）委員長 次に、協議に移ります。

初めに、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見などがあればお伺いしたいと思います。何かありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 正副一任でお願いいたします。

○井坂（章）委員長 正副一任という案が出ましたので、では、次期定例会まで開催するかどうかも含めて、具体的な案件、日程は正副委員長にお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 では、開催する場合は予定通知にて連絡いたします。

次に、委員会の行政調査……。これはあれでしたっけ、まず4月にやるかどうか、日程を確認したほうがよろしいんではないっけ。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 最初の、4月に行う考えでいきたいというふうに思いますけれど、何か取り上げていきたいというようなことなどありますか。

（「日程の調整だけ」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 すみません。4月24から26までの間に1日入れたいというふうに考えていますが。

（「4月24から26のいずれかですね」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 そのいずれかです。

（「24はもう予定が入っています」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 24はオーケーですか。

（「24は駄目です」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 駄目なの。

（「24だけ駄目」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 24が駄目な人は。

（「26が駄目」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 26が駄目。自動的に25になりますけれど、この日は大丈夫ですか。

では、25日ですね。4月25日に行うということで。一応、時間は後で連絡はいたしますが、10時から始まるというふうに思ってください。

案件については、これから正副のほうで協議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、委員会の行政調査、視察について協議したいと思います。

令和6年度の委員会の行政調査の実施については、いかがいたしますか。実施するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認めて、委員会の行政調査を実施することに決定しました。

それでは、行政調査における日程、案件について協議したいと思います。

できれば最初、日程についてちょっといろいろあると思うので、5月13から16までの間で、中身は3日間ということになります。この幅で実施したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 分かりました。では、13から16の中で決定していきたいというふうに思います。これで今、決めちゃってもいいのかな、13、14、15とか。

（「一応、ここの……」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 この幅だけ確保しておけば。

（「ここだけ。先方の都合があるので」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 そうですね。先方の都合もあるということですので、13から16の幅の中で決定するというので、決まったら後でまた連絡を差し上げます。そういうことでよろしいですか。

では、案件について何かありましようか。雨澤委員。

○雨澤委員 正副一任でお願いします。

○井坂（章）委員長 分かりました。そういうことであれば、今、雨澤委員からもご意見が出ましたけれど、正副一任ということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

それでは、案件を精査の上、先方と調整して決定次第、予定通知にてご連絡いたします。よろしく願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

タブレットホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和5年度、令和6年3月26日、配付資料、令和6年3月、継続調査申出書（案）の順にお開きください。

閉会中の継続調査申し出について事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 特にない。分かりました。

なければ、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会とします。ご苦労さまでした。

午前10時25分 閉会